



許可番号 第00150004748号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 札幌市中央区北一条東十五丁目140番地

氏名 株式会社公清企業 代表取締役 福田 年勝



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)7月1日  
許可の有効年月日 令和9年(2027年)6月30日

1. 事業の範囲

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)、廃酸(pH2.0以下のもの。廃バッテリーを含む。)、  
廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物(詳細は別  
紙のとおり。)。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管  
を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

第3面に記載のとおり。以下余白。

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 札幌市 許可番号 第05160004748号

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150004748号  
許可業者の名称 株式会社公清企業

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉍さい	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物														
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）				○		○		○			○	○	○	
カドミウム又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
鉛又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
有機燐化合物											○	○	○	
六価クロム化合物						○		○	○		○	○	○	
砒素又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン										○	○	○	○	
テトラクロロエチレン										○	○	○	○	
ジクロロメタン										○	○	○	○	
四塩化炭素										○	○	○	○	
1,2-ジクロロエタン										○	○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン										○	○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン										○	○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン										○	○	○	○	
チウラム											○	○	○	
シマジン											○	○	○	
チオベンカルブ											○	○	○	
ベンゼン										○	○	○	○	
セレン又はその化合物						○		○	○		○	○	○	
1,4-ジオキサン														
ダイオキシン類														

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

(許可の更新又は変更の状況)

許可番号 第00150004748号

許可業者の名称 株式会社公清企業

平成8年(1996年)6月21日 変更許可

(廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むもの。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。)、廃石綿等、廃酸、廃アルカリ(以上2種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はその化合物、六価クロム化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンを含むもの。)、汚泥(セレン又はその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ及びベンゼンを含むもの。)、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はその化合物及び六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん、鉍さい(以上2種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はその化合物及び六価クロム化合物を含むもの。)の追加。)

平成10年(1998年)7月29日 許可の更新

平成15年(2003年)7月29日 許可の更新

(平成17年(2005年)7月1日 新規許可【小樽市】)

平成18年(2006年)4月1日 小樽市より移管

平成22年(2010年)7月1日 許可の更新

平成27年(2015年)7月1日 許可の更新

平成28年(2016年)5月10日 変更許可

(廃水銀等(水銀又はその化合物を含むもの。)の追加。)

令和2年(2020年)7月1日 許可の更新

以下余白。

